

飯田市議会パネル取扱要綱 (案)

(目的)

第 1 条 この要綱は、議会が言論の府であることに鑑み、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、発言を補完するためパネルを提示して使用することに関する手続等を定めることにより、議会における適正なパネルの利用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「パネル」とは、板状の物に、発言に関する理解を高めるための写真、表、グラフ、文字等を記載したものをいう。

(パネルの使用)

第 3 条 飯田市の議会の議員（以下「議員」という。）は、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、議長の承認を得たときに限り、パネルを使用することができる。

2 関連質問においては、パネルを使用できない。

(使用に際しての基本的留意事項)

第 4 条 パネルの使用は、次に掲げる事項に留意してなされなければならない。

(1) パネルを使用しなければ伝わらない内容がある場合に限り、必要最小限の範囲でなされること。

(2) 発言の内容について、質問の相手方である執行機関及び市民の理解を高めるために、あくまでも説明の補助手段として用いるものであること。

(パネルの使用に係る制限等)

第 5 条 使用できるパネルの大きさ及び数は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、日本工業規格 A 列 2 番以上同 A 列 1 番以下とする。

(2) 1 人が 1 日に使用できる数は、5 枚以下とする。

2 使用するパネルの内容については、使用しようとする議員において、次の事項について確認がなされており、問題がないといえるものでなければならない。

(1) 出典

(2) パネルとして使用することについて許諾が必要な場合は、許諾を得ている等パネルの使用が著作権その他の知的財産権を侵害するものでないこと。

(3) 肖像権に関すること。

(4) 第 2 号及び第 3 号に掲げるもののほか、パネル等の内容が個人又は団体の権利利益を侵害するものでないこと。

(5) 広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含まないこと。

(6) 国が行う政策又は政党の政策の批判を目的とする内容を含まないこと。

3 パネルを使用しての発言に際しては、口頭でその記載内容を説明する等により、パネルを見なくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにしなければならない。

(パネル使用の手続)

第 6 条 パネルを使用しようとする議員は、パネルを使用しようとする一般質問又は代表質問の通告を行う際、次の各号に定めることを行うことにより、議長の承認を求めなければならない。

(1) 次の事項を議会事務局に申し出ること。

ア パネルを質問のどの部分で使用するか

イ 前条第 2 項に規定する事項についての問題の有無

(2) 使用しようとするパネルを日本工業規格 A 列 4 番の大きさに縮小したものを議会事務局に提出すること。

2 議長は、申出のあったパネルについて、その使用を承認するか否かを質問の通告の締切りの翌日までに決定し、及び申し出た議員に伝えるものとする。

3 前項の承認の決定を受けたパネルの内容は、変更することができない。ただし、次のいずれかに該当する変更は、議長の承認を得て行うことができる。

(1) 字句の誤りの修正、出典等表示の追加

(2) 前号に掲げるもののほか、軽微な修正として議長が認めるもの

4 第 2 項の承認の決定を受けたパネルの使用を取りやめるときは、その理由を明らかにして、議長に申し出るものとする。

(使用の承認の基準)

第 7 条 議長は、申出のあったパネルの内容又はその使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

(1) 第 4 条又は第 5 条の規定に照らして適当でないとき。

(2) 公序良俗に反すると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、議会の規律の維持若しくは品位の保持又は議場の秩序の維持のため適当でないとき。

(提示する場所等)

第 8 条 パネルの提示は、議長が指定する場所及び向きで行わなければならない。

(補助者)

第 9 条 パネルを使用する議員は、議長の承認を得て補助者に提示等使用に必要な事項を行わせ、又は自らの使用の補助をさせることができる。

2 前項の補助者は、議員とする。

(資料の配布)

第 10 条 パネルを使用する議員は、同じ内容の資料を会議に出席する執行機関及びその職員に配布するものとする。

(作成時の留意事項)

第 11 条 パネルの作成に際しては、次のとおりとする。

(1) 議員が自ら作成すること。

(2) 議員は、執行機関又はその職員に、パネルの作成のための資料提供その他の要求を行わないこと。

- (3) 議会事務局の職員は関与しないこと。
- (4) 第 1 号の規定にかかわらず、前 2 号のいずれにも該当するときは、議員は、他の者に作成を請け負わせることができること。
- (5) パネル及び資料の作成費として政務活動費を充てることができること。

(会議録における取扱い)

第12条 会議録には、パネルの使用がなされた旨を表記するものとし、当該パネルの写しの記載等を行わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、一般質問又は代表質問におけるパネル使用に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(検討)

- 2 この要綱は、施行後 1 年を目途として、規定の内容について検討を加え、議会運営委員会において見直しを行うものとする。